府令

○内閣府令第五十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

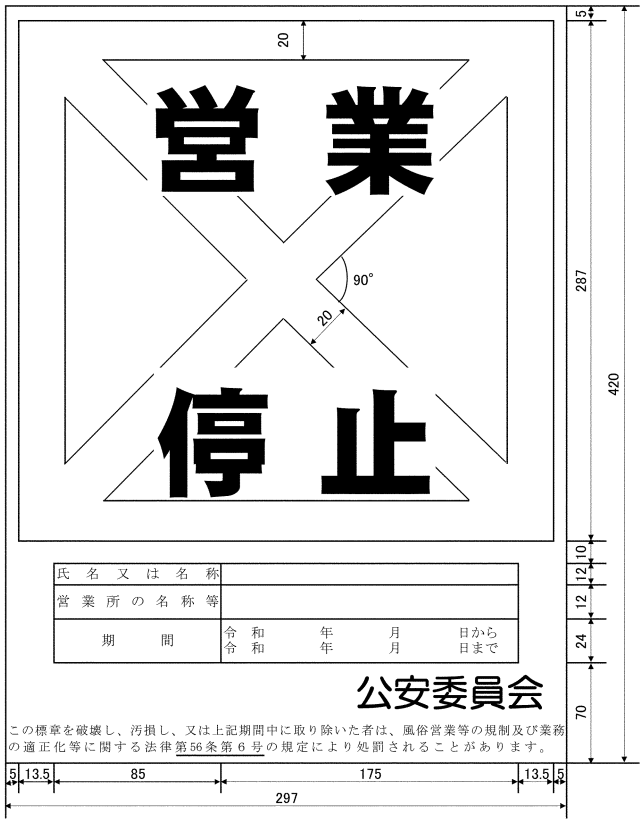
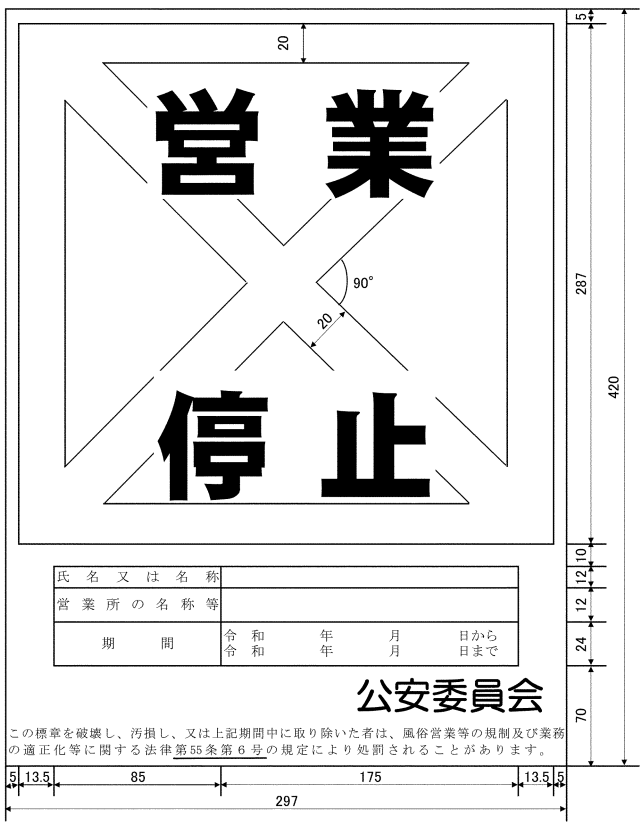
令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第１号（第10条関係）  備考　１　色彩は、斜めの帯及び枠を赤色、「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。 ２　資料は、耐光性のものを用いるものとする。 ３　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。 ４　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。 ５　裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。 ６　「営業所の名称等」欄には、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称又は受付所営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載する。	**別記様式第１号**（第10条関係）  備考　１　色彩は、斜めの帯及び枠を赤色、「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。 ２　資料は、耐光性のものを用いるものとする。 ３　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。 ４　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。 ５　裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。 ６　「営業所の名称等」欄には、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称又は受付所営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載する。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月二十八日）から施行する。

（経過措置）

２　この府令の施行の際現に貼り付けられている標章の様式については、この府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令別記様式第一号の様式にかかわらず、なお従前の例による。